

「文化財保存修復学会誌（古文化財之科学）」投稿規程

2021. 12. 06 改訂

2017. 01. 31 改訂

2014. 06. 18 改訂

2006. 06. 04 改訂

2003. 06. 07 改訂

1996. 07. 19 改訂

1995. 06. 04 制定

1. 投稿論文の種類と内容

1.1 投稿論文の種類

投稿論文は、文化財に関する「報文」、「事例報告」および「資料」とし、保存修復分野に寄与する内容を含み、かつ他の論文誌に未発表のものに限る。

1.2 投稿論文の内容

本学会は幅広い分野の会員がいるため、その分野の専門家のみならず、内容の大筋が学会員の多数に理解できるように書くこと。

- 「報文」とは文化財に関し、正確性と再現性を有した手法で行われ、必要な考察を伴った価値ある結論を含むものをいう。
- 「事例報告」とは、会員にとって有益な、文化財の保存や修復などに関する具体的な事例報告をいう。
- 「資料」とは、会員にとって有益な、文化財の保存や修復などに関する資料（文献史学的な研究や正確で再現性のある網羅的な実験結果などを含む）について、新しい切り口からまとめたものをいう。

2. 投稿の資格

投稿者（連名の場合は1名以上）は、本会の会員であること。

責任著者は本会の会員であること。会費未納の会員の投稿は受理しない。

3. 投稿論文の体裁

投稿論文本文は原則として日本語を用いて書き、300 words 程度の英文要旨を添付すること。資料及び事例報告はこの限りではない。また、本文の形式は別に定める「投稿の手引」「投稿の手引き付記」に従って執筆すること。

4. 論文の提出

投稿論文の提出は、郵送・電子メール添付・データ送付システムによる送付とする。提出する時には論文に文化財保存修復学会所定の表紙を添付すること。表紙には、論文の種類（報文、事例報告、資料）、投稿者の連絡先など所定の事項を記入すること。郵送による提出の場合、正1部と投稿カード1部とそれらの電子記録とする。電子記録の提出は、本文・英文要旨・図（写真を含む）・表・表紙・投稿カードに分けること。原則としてOSはWindows、本文・英文要旨はテキストファイルあるいはMS-WORDファイルで、表はExcelファイル、図はExcelファイル、PowerPointファイル、あるいは十分な大きさのpdfファイル、写真は350 dpi以上の画質のjpeg形式あるいは十分な大きさのpdfファイルで提出のこと。ファイル名は 筆頭著者名__タイトル略記__（本文、要旨、図表写真のいずれか）とする。データ送付システムを使用する場合は、事務局に予めその旨を連絡すること。

投稿論文および電子記録等は、編集委員会の責任で処分し、返却しない。

投稿料は無料とする。写真を含め、電子記録での提出がない場合は、別途指定の入料を払うこと。電子メール添付やデータ送付システムでの投稿を行なった場合に、15日以内に受取の連絡のない場合は、電話もしくはfaxにて事務局に問い合わせ確認を行うこと。

5. 提出先および期日

投稿論文は、学会事務局宛に送付すること（HP上の学会へのお問い合わせを参照）。編集委員会に到着し受け付けた日を受付日とし、論文として採択された日を受理日とする。発行日は、当面のところ、3月とする。

6. 投稿論文の採否の決定

投稿論文の採否は、投稿論文審査要領に従い所定の審査を経て、編集委員会が決定する。編集委員会は審査の過程で著者にその内容に関して修正を要求することがある。また、編集委員会は、採択された論文に字句その他の加除修正を行ない、あるいは著者にこれを要求することがある。また、改訂期限を大きく超えても提出のない原稿は、取り下げられたものとみなす。

7. 投稿論文の取り下げ

著者が投稿後に、投稿論文に対して記載内容・手段・諸手続き等について重大な誤りに気付いた際には、連名著者全員の総意を以て、郵送で学会事務局に連絡し、審査の中止を編集委員会に申し入れることができる。編集委員会で審議し、その理由が正当とみなされた場合、審査を中止し、投稿論文の取り下げを認める。

8. 著作権等

掲載された論文の著作権は文化財保存修復学会に帰属する。帰属の意思確認は論文投稿時に本会所定の投稿カードに署名することにより発生する。承認のないものは投稿を受け付けない。これにより、本会が必要と認めたときは転載し、また、外部から複写や引用の申請があったときは本会編集委員会において検討の上、許可することがある。

また受理された時点で、著者全員と「著作物の著作権譲渡および電子化の許諾に関する覚書」を交わし、著作権委譲とともに、将来の学会誌電子化に備えて電子化等についての権利を学会が所有する。

ただし、著作権のうち複製権については、査読に電子的方法を利用するため、投稿の時点で著者の許諾を得たものとみなす。
著作者の通常使用権については、オープンアクセス対応方針に規定する。